

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公表番号】特表2014-514229(P2014-514229A)

【公表日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-032

【出願番号】特願2013-554843(P2013-554843)

【国際特許分類】

C 01 B 33/18 (2006.01)

C 03 B 20/00 (2006.01)

C 03 B 8/02 (2006.01)

C 03 C 3/06 (2006.01)

【F I】

C 01 B 33/18 Z

C 03 B 20/00 D

C 03 B 20/00 F

C 03 B 8/02 B

C 03 B 8/02 G

C 03 B 8/02 L

C 03 C 3/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0048

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0048】

2.) 工程段階 g. ~ j. に従ったシリカ顆粒の製造

例1

上記方法により製造された湿ったシリカ(固形分23.6%)500gに、5リットルのキャニスター内でVE水500g及び25%のアンモニア溶液50gを混ぜた。勢いよく振り動かした後、ネジで蓋を閉めた状態のこの混合物を一晩かけて乾燥キャビネット内でエージングした; 温度は、アルカリエージングプロセスの間、80であった。翌日には、生成物を3000mlのビーカー(石英ガラス)に移し、かつ傾瀉洗浄した。計5回、そのつどVE水500mlで洗浄した; 引き続き、ビーカー(石英ガラス)内の生成物を、160に調温された乾燥キャビネット内で一晩かけて乾燥した。乾燥した生成物を微粉碎し、かつ250~350μmの画分に篩分した。この画分の20gを、1000mlのビーカー(石英ガラス)内で1050へとマッフル炉内で4時間以内に加熱し、かつ、この温度で1時間保った; 冷却はゆっくりと、炉内に放置することによって行った。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

画分の600gを、3000mlの石英ガラスビーカー内で8時間以内にマッフル炉内で600へと加熱し、かつ、この温度で4時間保ち、その後、一晩かけて冷却させた。

次の日に、同じサンプルを、8時間以内に1200℃に加熱し、かつ、さらに4時間この温度で保った；冷却を、再び一晩かけて行った。焼結した生成物の微粉碎後に、再び500μmの篩に通して濾過した。